

◆プリント①の解答

①シンナーや薬物を一度使用するくらいなら、「乱用」にならない YES ・ **NO**

→シンナーも薬物も一度使うと「乱用」になります。

②シンナーや薬物を使うと、やせることができる **YES** ・ NO

→「やせる薬がある」といって勧められることがあります。しかし、実際は数日間、食欲がなくなるだけです。そればかりか、その後は過食と嘔吐に苦しみます。健康的なダイエットとは決して言えません。

③シンナーを吸うと、脳が溶けたり失明することがある **YES** ・ NO

→シンナーは脂肪分を溶かす働きがあります。そのため、脳が縮んだり、失明したり、歯が溶けたりします。一度破壊されたら、二度と戻ることはありません。

④シンナーは、中学生のお小遣いでも買える値段である **YES** ・ NO

→シンナーは、中学生でも簡単に手に入ります。しかし、乱用するうちに、吸わないと手足がけいれんするなどの症状が起こり、やめられなくなります。シンナーの危険性を考えると絶対に乱用してはいけません。

⑤シンナーや薬物の売り上げは、暴力団の活動資金になることがある **YES** ・ NO

→特に、薬物はほとんどの場合、暴力団が絡んでいると思ってください。薬物を買うことで社会にも迷惑をかけてしまいます。

⑥シンナーや薬物を一度使っただけでも、死ぬことがある **YES** ・ NO

→薬物によっては、一度使っただけでも、意識を失ったり呼吸困難になったりします。最終的に死んでしまうこともあります。また、依存性があるので、くり返し使ってしまう危険性があります。

⑦シンナーや薬物を使うと、一時的に気持ちよくなる **YES** ・ NO

→神経が興奮するので、一時的に気分が高まります。その間、幻覚や幻聴が起こることもあります。また、効果が切れると、激しい脱力感や疲労感に襲われてしまいます。

⑧シンナーや薬物を乱用すると、将来自分の子どもに影響が出ることもある

**YES** ・ NO

→生殖機能に支障をきたし、不妊や流産、遺伝子異常などが起こると言われています。また、女性だけではなく、男性の薬物乱用も子どもに悪影響を与えるということがわかってきています。

⑨薬物は、使うと逮捕されるが、持っているだけなら逮捕されない YES ・ **NO**

→薬物は「覚せい剤取締法」「毒物及び劇物取締法」などの法律で、使用することはもちろん、輸出や輸入、製造、譲り受けたり、誰かに譲ったり、所持したりすることが規制されています。持っているだけでも、使用した人と同じくらいの重い罰を受けます。

⑩シンナー乱用をなくすために、シンナーをなくさなければならない YES ・ **NO**

→シンナーはペンキを薄めたりするのに使う薬品です。そのため、資格をもった塗装業者などが正しく使うことは違法ではないので、なくすことは難しいです。

⑪薬物は、いつでもやめることができる YES ・ **NO**

→薬物には、「依存性」があります。薬物の効果が切れると、疲労感や脱力感、イライラ、手足のしびれなどの症状から解放されるために、また薬物を使いたくなります。このくり返しによって、ますます悪い方向へ進んでいきます。また、一度立ち直ったように見えても、何年も経って突然ストレスや飲酒が原因で幻覚などが見え（フラッシュバック）、その不安から逃れるためにまた薬物がほしくなることもあります。